（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

［(2)・(3)　略］

５　［略］

６　「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×㉓／㉕　⑳」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の２第１項第１号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

７　「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉔／㉕　㉑」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の２第１項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

８　次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉔」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉕」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）を合計した数を記載すること。

⑴　所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

⑵　非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

⑶　所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合

イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の47第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

［(2)・(3)　同左］

３　［同左］

４　「①のうち所得等課税事業に係る額⑳」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第９条第16項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。

［新設］

５　次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

⑴　所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

⑵　非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

⑶　所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合